

高松市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により，市民病院および水道局の定期監査を実施したので，その結果に関する報告，意見および措置内容をそれぞれ同条第9項，第10項および第12項の規定により，次のとおり公表します。

平成15年3月31日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	二	川	浩	三
同	野	口		勉

平成14年度定期監査結果報告等について

第1 市民病院

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について，次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
課		事 務	
市 民 病 院	庶 務 課 医 事 課	平成14年4月1日から平成14年12月31日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理	平成15年1月6日から平成15年2月14日まで

(2) 監査の方法

平成14年度の市民病院の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が，予算，議決，法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に，地方自治法第2条第14

項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

③ 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

④ 今回の監査で指摘した事項

ア 物品購入（修繕）何ならびに請求書による債権者からの請求金額の支払期日を適正にすべきもの

物品購入および修繕のうち、物品購入（修繕）何ならびに請求書によって債権者に請求金額を支払う場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定により契約の相手方が請求書を提出した日から15日以内に支払わなければならないが、その支払期限を遵守していないので、同条の規定に基づき適正な処理をされたい。

（市民病院庶務課）

イ 不用物品の処分業務委託に係る契約書を作成すべきもの

不用物品（医療備品、管理備品等）の処分業務委託は、請書によって事務処理しているが、同物品は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当することから、同法施行令第6条の2第3号に規定する委託契約書を作成されたい。

（市民病院庶務課）

ウ 臓器撮影台の購入に係る支出予定金額の増額措置手続を適正にすべきもの

臓器撮影台の購入に係る支出負担行為何決裁において、その契約金

額は予算金額を超過しているにもかかわらず，支出予定金額の増額措置手続がとられていないので，予算超過支出の必要がある場合には，支出予定金額の増額の決裁を受け，その根拠を明確にするなど適正な事務手続を行われたい。

(市民病院庶務課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 行政財産の目的外使用に係る使用料の収納手続を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可（使用料の受入れを含む。）の決定を行った伺決裁には，高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第3条ただし書に規定する特別の理由を記載せずに，その許可に伴う使用料の納付期限を毎月月末（当月分をその月の末日）としているので，その理由を明らかにするとともに，同決裁に明記されたい。

(イ) 措置された内容

使用料の定額料金については，行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8項第2号アの規定に基づき，同基準第4項第2号工，オまたはカに該当し，毎月末日までの後納としていることから，その旨決裁に追加し，明記した。

また，使用料の光熱水費等については，より正確な使用料を徴収するため，実費計算としており，前納での徴収は困難であるため，その旨も併せて決裁に追加し，明記した。

(市民病院庶務課)

イ 機器保守点検業務委託に係る契約書の契約内容を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

吸引式冷凍機・冷温水機およびCTスキャナ装置の保守点検業務委託契約書は，引渡し等に関する規定を定めた物品供給を内容とするものであり，保守点検委託の契約書としては，適当ではないので，委託内容に合致した契約書を契約の相手方と取り交わされたい。

(イ) 措置された内容

本件契約書は、平成15年3月4日付けで、引渡し等に関する規定を削除し、契約の相手方と取り交わした。

(市民病院庶務課)

2 監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 各外来カルテ棚の購入に係る契約方法について

各外来カルテ棚の購入に係る契約は、購入物品および納期が同じであるにもかかわらず、診療科ごとに分けて購入する必要があったこと等の理由から、契約金額が50万円以下の4つの案件に分けて、同時決裁により支出事務の処理を行っているが、このように極めて共通性の高いものである場合には、効率性および適正性の観点から契約を一本化するように検討されたい。

(市民病院庶務課)

イ 診療費未収金の収納管理について

過年度分に係る個人負担分の診療費の未収金は、近年増加傾向にあることから、未収金処理マニュアルに定めた督促・催促を効果的に行い、より一層の未収金回収に努められたい。

(市民病院医事課)

ウ オーダリングシステム導入に伴う医事業務等委託契約の業務内容の見直しについて

平成14年8月からオーダリングシステムを導入したことにより、会計伝票類の簡素・合理化や薬引換券の省力化等が図れることから、医事業務、外来および診療科受付業務等に係る委託契約の業務内容の見直しをより一層努められたい。

(市民病院医事課)

第2 水道局

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
局	課	事 務	
水道局	経営企画課 財務管理課 お客さまセンター 水道整備課 浄水課	平成14年4月1日から 平成14年12月31日 までの財務に関する事務 の執行および経営に係る 事業の管理	平成15年1月6 日から平成15年 2月14日まで

(2) 監査の方法

平成14年度の水道局の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では、電気または電気通信の線路の設置に係る使用許可期間は3年以内とする規定しているが、高松市亀水町高地区配水池用地内の水道用地に電

気供給施設（電柱 2 本および支線 2 本）を目的外使用許可した決裁では，その使用許可期間を 5 年間としているので，同規定に基づき適正に処理されたい。

（水道局財務管理課）

イ 委託契約に係る事務処理（決裁行為）を適正にすべきもの

委託契約において，高松市水道局事務決裁規程別表第 1 に規定する予定支出負担行為伺決裁および支出負担行為伺決裁を受けずにその事務処理を行ったものが見受けられるので，同規定に基づき適正に処理されたい。

また，同規定に定めのない見積徴取伺決裁等を受けて，事務処理を行ったものも見受けられるので，同規程別表第 1 に規定する決裁整理基準に基づく事務処理に改められたい。

（水道局財務管理課）

ウ 委託契約における仕様書の作成および見積書の徴取を行うべきもの

高松市契約規則第 18 条第 2 項では，随意契約による場合は，仕様書等見積りに必要な事項を示し，見積書を提出させることを規定しているが，男木島および女木島の簡易水道施設維持管理およびメータ検針事務委託契約においては，仕様書を作成しておらず，また，見積書も徴取していないので，同規定に基づき適正に処理されたい。

（水道局浄水課）

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 庁舎清掃業務委託に伴う業務実施報告書の徴取および建築物環境衛生管理技術者の選任を行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

水道局庁舎清掃業務委託契約書の規定では，受託者に毎月の業務完了後，業務実施報告書による報告を義務付けているが，同報告書が提出されている事実はないので，同契約書の規定に基づき，同報告書を提出するよう受託者を指導されたい。

また，水道局庁舎は，建築物における衛生的環境の確保に関する

法律第2条第1項に規定する特定建築物に該当することから，同法第6条の規定により建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないが，同技術者を選任していないので，同規定に基づき適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

平成15年2月執行分から受託者から業務実施報告書の提出を受け，事務処理を行った。

また，建築物環境衛生管理技術者の選任については，平成15年2月5日付けで同技術者を選任し，高松市保健所に届出した。

(水道局財務管理課)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 現金を取り扱う職員を出納補助員に任命すべきもの

(1) 改善を要する事項

手数料の収納事務において，現金を取り扱う職員のうち，分任出納員または出納補助員に任命していない職員がいるので，現金を取り扱う職員はすべて高松市出納員規則に基づき分任出納員または出納補助員に任命されたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成15年2月27日)

平成15年1月1日付けで，手数料等の取扱者はすべて出納補助員に任命した。

(健康福祉部生活衛生課)